2. 諸控除制度の見直し

わが国では、所得課税に当たり主として政策的配慮によって、さまざまな人的控除などを設けている。この結果、課税ベースが侵食され課税最低限を高くしすぎている。このさい制度創設の意義が薄れた勤労学生控除、保険料控除などを整理し、給与所得控除も見直すときにきている。また女性の社会進出の問題に留意し、配偶者特別控除の廃止も検討すべきである。

3. 年金課税制度の改革

高齢化の進行、福祉関係給付の増大、財政収支の悪化等の事情からみて今後、わが国の社会保障制度は、一層の自助努力化を行わざるをえない。この改革に関連し、新しく確定拠出年金制度が設けられたが、このさい個人年金の拠出段階での控除額を引き上げ、適用条件を緩和する必要がある。

他方、高齢者への公的年金の給付金については、給与所得と比較して課税最低限が高すぎる、と指摘されている。働く世代の税負担との公平化をはかるためにも公的年金控除を見直すべきである。

4. 資産性所得課税の扱い

金融資産の活用、ひいては金融市場の改革という視点で株式譲渡益課税の是正が提起されているが、利子所得課税の実情も考慮して現行26%の申告分離課税の税率を20%程度に引き下げるべきである。併せて譲渡損失については繰越控除の制度を検討する。

5. 納税者番号制度の整備

税負担の公平化、税務執行の効率化と公正化、金融取引の国際化と電子商取引の普及などの事情からみて納税者番号制度を導入する時期が来ている。そのさい徴税コストと納税コストの軽減などの問題に留意し、住民基本台帳番号制度の活用も考える。

ただし、制度の創設に当たっては維持コスト、プライバシー関係情報の流出防止、金融はじめ経済活動への影響などに十分配慮する必要がある。